



2024年6月27日

各位

会社名 オカモト株式会社  
代表者名 代表取締役社長 岡本邦彦  
(コード番号:5122 東証プライム)  
問合せ先 取締役常務執行役員 田中祐司  
(TEL 03-3817-4121)

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて、以下のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年7月26日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 6,800株
(3) 処分価額	1株につき5,000円
(4) 処分総額	34,000,000円
(5) 割当予定先	当社の取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) 5名 2,000株 当社の取締役を兼務しない執行役員 12名 4,800株

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の第128回定時株主総会において、経営を担う当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本役員報酬制度」といいます。）を導入すること、並びに本役員報酬制度に基づき、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対する譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額50百万円以内とすること、対象取締役に対して発行又は処分する当社の普通株式の総数を年10,000株以内とすること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を、払込期日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間とすること等につき、ご承認をいただきました。

また、当社は、当社の取締役を兼務しない執行役員（以下、「対象執行役員」といい、対象取締役と合わせて「対象取締役等」といいます。）についても、本日開催の取締役会において、本役員報酬制度と同じ目的にて、概ね同様の譲渡制限付株式報酬制度（以下、本役員報酬制度と合わせて「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

その上で、当社は、本日開催の取締役会において、指名・報酬委員会の答申を踏まえながら、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案して、対象取締役5名及び対象執行役員12

名に対し、金銭報酬債権合計 34,000,000 円を支給すること、対象取締役等から当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込を受けることで、対象取締役等に対し、当社の普通株式 6,800 株（以下、「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。

本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で個別に締結される譲渡制限付株式割当契約の概要は、以下のとおりです。

#### <株式割当契約の概要>

##### (1) 譲渡制限期間

対象取締役等は、本割当株式の払込期日から当社の取締役及び執行役員のいずれかの地位からも退任もしくは退職する日までの間、又は 2025 年 7 月 1 日のいずれか遅い時点までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

##### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が本割当株式の払込期日の直前の当社の定時株主総会の日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間（以下、「本役務提供期間」といいます。）、継続して当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役等が、本譲渡制限期間が満了する前に、正当な理由により退任もしくは退職した場合、対象取締役等が保有する本割当株式のうち本払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から対象取締役等が退任又は退職した日を含む月までの月数を 12 で除した数（但し、計算の結果 1 を超える場合は、1 とします。）に、当該時点において対象取締役等が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、譲渡制限を解除いたします。

##### (3) 無償取得事由

対象取締役等が、本譲渡制限期間中、正当な理由によらず当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職した場合、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

##### (4) クローバック条項

当社は、当社の会社業績が著しく低迷した場合、又は対象取締役等に法令や社内規程の違反行為があった場合、当社の取締役会の決議等の社内手続を経た上で、対象取締役等に対し、対象取締役等に割当てられた本割当株式又は譲渡制限が解除された当社の普通株式の全部又は一部を無償で返還すること、あるいは本割当株式又は譲渡制限が解除された当社の普通株式の相当額を支払うことを請求できるものといたします。

##### (5) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日の直前

の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を12で除した数（但し、その数が1を超える場合は、1とします。）に、組織再編等承認日において対象取締役等が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

#### (6) 株式の管理

対象取締役等は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会の直前営業日（2024年6月26日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である5,000円としております。これは、当社取締役会の決議直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上